

シリーズ

裁判記録

アーカイブズ



法律を勉強した人なら誰もが聞いたことのあるような著名事件や、社会の耳目を集めた少年事件の記録の多くが廃棄されてしまっていたという問題をご存じでしょうか？

最高裁判所規則である「事件記録等保存規程」は、9条2項で「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」と定めています（これを「2項特別保存」といいます）。最高裁の運用通達（「事件記録等保存規程の運用について」）によると、2項特別保存の対象となる事件は、①重要な憲法判断が示された事件、②重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件、③訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件、④世相を反映した事件で史料的价值が高いもの、⑤全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの、⑥民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料となる事件、と

されています（第6・2（1））。また、この運用通達は、「弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、（中略）特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する」ものとしています（第6・2（2）（3））。

東京地裁は、2項特別保存の判断にあたって東京三会の意見を尊重することとしており、これを受けて当会は「2項特別保存要望申出手続の当面の運用について」というガイドラインを策定し、毎年、会員から2項特別保存に付すべき事件についての意見を募っています。

2項特別保存されるべき裁判記録は、「国民共有の知的資源」（公文書管理法1条）です。このコーナーでは、貴重な裁判記録がこれ以上失われてしまうことのないよう、裁判記録の保存に関するこれまでの経緯や今後の課題などについて紹介します。

（編集部）

シリーズ①

神戸家裁少年記録廃棄までに できていたこととできていなかったこと

元関東弁護士会連合会理事長
三宅 弘 (35期) Miyake Hiroshi



2019年2月に朝日新聞奥山俊宏記者（現上智大学教授）が調査したところによれば、永久保存に当たる「2項特別保存」とされた事件記録は、東京地方裁判所でわずか11件でした。また、同年8月共同通信澤康臣記者（現専修大学教授）が調査により明らかにしたところによれば、憲法判例百選に掲載された判例のうち、本来ならば保存されてしかるべき民事裁判記録134件中117件が廃棄済みでした。

生存権（憲法25条）の解釈が争われた朝日訴訟や、私も代理人を務めた法廷メモにかかる「レペタ訴訟」の裁判記録も廃棄されていました。

関弁連理事長を務めていた私は、2019年3月に「歴史史料として重要な民事裁判記録の保存、管理を求める理事長声明」を発表しました^{*1}。この声明では、「裁判所は法の番人であるにもかかわらず、公文書が『民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源』（公文書の管理に関する法律1条）であるという立場から民事裁判記録を保存しようという、アーキビスト的視点が欠落している」と指摘し、「当連合会は、すべての裁判所に対し、歴史史料として重要な民事裁判記録の保存、管理を求め、事件記録等保存規程に基づく、民事特別保存記録の指定について、例えばアーキビスト的視点を有する外部委員を含めた諮問委員会を設けるなどして、指定のプロセスを透明化すること、及び東京地方裁判所に対し、その保管されている約270件の裁判記録について、検討されている40件を速やかに特別保存記録に指定するとともに、

その余についても廃棄前に第三者の意見を聞き、さらに、平成21年8月5日内閣総理大臣、最高裁判所長官申合せ^{*2}に基づく民事裁判記録の国立公文書館への移管をも検討することを求める」としました。これを機に、私は東京地裁の特別チームのヒアリングを受けました。そこでは、私が司法修習生として東京地裁で民事裁判実務修習を受けた際に、六価クロム損害賠償請求事件の和解が成立するや、当該部では、和解調書だけを保存し、訴訟記録を廃棄しており、そこにはアーキビスト的視点が欠落していたことも指摘しました。

東京地裁の特別チームは、最高裁判所規則である「事件記録等保存規程」9条2項の運用に関する「事件記録等保存規程の運用について」（平成4年2月7日事務総長依命通達）^{*3}「第6、2、(1)」の、2項特別保存すべき記録又は事件書類の選定の指針の「重要な憲法判断が示された事件」などの運用として、東京の三弁護士会の意見を尊重する運用改善をすることとし、以来、当会でも、毎年、2項特別保存について、当会会員に募り、これを憲法問題検討委員会と情報公開・個人情報保護委員会において諮り、東京地裁へ2項特別保存を要望するという運用が始まりました。

これによって、石原慎太郎東京都知事が1000億円を東京都から出資して設立した新銀行東京が855億円を棄損させたことについての地方自治法242条の2に基づく損害賠償代位請求事件の記録や、日米合同委員会議事録の情報公開訴訟の記録などが、2項特別保存されるようになりました。

*1 <http://www.kanto-ba.org/declaration/detail/h30a13.html>

*2 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」 <https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/shihou1.pdf>

*3 <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/tsuutatsu/syoutei04/55jikenkirkoutouhozonkiteinounnyounituite.pdf>

最高裁判所は、東京地裁の特別チームのメンバーを最高裁事務総局に配置し、この運用を全国の裁判所に広げようとした（令和2年3月9日総務局長通知「事件記録等の2項特別保存に関する運用例について」）。

この過程の最中に、神戸家裁少年記録廃棄が発覚しました。また、大分地方裁判所において、2項特別保存されていた記録が国立公文書館へ移管されることなしに廃棄された事案も発覚しました。

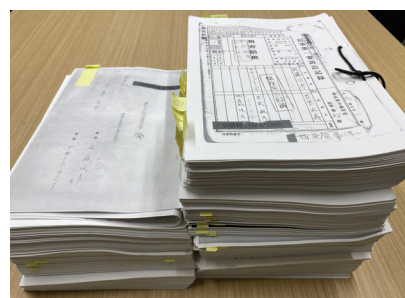
これについての私のコメントは、2023年5月26日付神戸新聞で述べたとおりですが、特に少年事件記録については、平成25年6月14日付内閣府大臣官房長、最高裁事務総局秘書課長、同総務局長申合せにおいて、移管の対象となっている裁判文書は、民事訴訟事件に係るもののみであり、民事非訟事件や家事事件、少年事件に係るものは移管の対象とはされていなかったことから述べました。2013（平成25）年当時、私は、内閣府公文書管理委員会委員として、このような申合せ事項による国立公文書館への移管計画についてもチェックしていたつもりでしたが、少年事件等が移管の対象から除外されていたことにまで目配りできていませんでした。最高裁においても少年事件等についてのアーカイブズ保存の視点が欠落していたものと思われます。

神田安積・当会元会長も加わった有識者委員会^{※4}は、①事件記録等保存規程に、「記録の中には国民の財産（歴史的・社会的意義を有するもの）が含まれる」という意義を明記した理念規定を追加すること、②法曹関係者や法学者、報道関係者、アーキビスト等で構成する常設の第三者委員会を設置し、2項特別保存の適否の意見を提出すること、③歴史的・社会的な意義を有する記録について、国民共有の財産として確実に後世に残していくために、歴史的公文書として、民事、家事、少年という事件別を問わず、国立公文書館への移管を検討することが、「考え方、姿勢の改善」の具体策として示されました。

①により「国民共有の知的資源」（公文書管理法1条）という理念が裁判所全体に貫かれて、②により「2項特別保存」がより一層、適正になされることが肝要です。例えば、東京地裁地下書庫には、2項特別保存として、1985年8月12日に墜落したJAL123便の被害者遺族が被告ボーイング社に対して提起した損害賠償請求事件の記録があります。その事件記録によれば、もっぱら墜落機の後部圧力隔壁の破壊を事故原因とすることが法廷で審理されています。しかし、最近になって政府が公開した文書の中に、垂直尾翼に「異常外力着重点」という記載があることが注目されて、相模湾上空を飛行中に何らかの物体が外部から衝突して垂直尾翼を破壊したことが事故の直接原因ではないかということから、JAL123便のボイスレコーダーとフライトレコーダーの生データを国内運送約款等に基づき開示するよう求める裁判が提起されました。その裁判手続において、2項特別保存による当時の損害賠償請求事件の記録を再度証拠として提出するような事例もあります。

さらに、裁判所の文書保管の限界をも考慮して、③が積極的に活用されることを切に求めたい。最高裁判所を経由して、民事、家事、少年の種別を問わず歴史公文書として裁判記録が国立公文書館へ移管されることがより広く行われることができるならば、それと並行して、私たち弁護士は、公文書管理法16条4項が前提とする「寄贈」、「寄託」の手続を具体化し、裁判所で廃棄された歴史公文書としての重要裁判記録を弁護士の手持の記録をもって復元していく作業が求められるからです。

神戸家裁少年記録廃棄までできていなかったことを実現する取組は、今後も続きます。



2項特別保存されていたJAL123便墜落損害賠償請求事件の訴訟記録

※4 事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会 https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/siryu/kiroku_hozon/index.html